

「常任理事の選定」及び「常任理事会の構成員」について

1 常任理事の選定

公益社団法人神奈川県病院協会定款第22条第2項による常任理事に次の者（15名）を選定したい。

長	倉	靖	彦	理	事
沼	田	裕	一悟	理	事
高	野	靖	司	理	事
新	納	憲	仁	理	事
松	井	住	平	理	事
南	南	康	享	理	事
高	高	原	誠	理	事
松	松	島	一彦	理	事
太	太	田	史	理	事
三	三	角	隆	理	事
篠	篠	原	裕	理	事
鈴	鈴	木	龍	理	事
土	土	屋	希	理	事
内	内	海	太	理	事
池	池	島	敦	理	事
			通	理	事
			明	理	事

○公益社団法人神奈川県病院協会定款（抜粋）

（役員の設置）

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 35名以上50名以内

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を会長、2名以上4名以内を副会長、10名以上15名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び総務担当常任理事、経理担当常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

2 常任理事会の構成員

常任理事会は、会長、副会長、常任理事の先生方及び地区を代表する先生方で構成することとしたい。

職名	氏名	病院名	二次医療圏	地区病会長・代表
会長	吉田 勝明	横浜鶴見リハビリテーション病院	横浜	
副会長	窪倉 孝道	汐田総合病院	横浜	
〃	長堀 薫	横須賀共済病院	横須賀・三浦	○三浦半島病院会
〃	小松 幹一郎	小松会病院	相模原	
〃	菅 泰博	麻生総合病院	川崎	
常任理事	長倉 靖彦	横浜掖済会病院	横浜	
〃	沼田 裕一	横須賀市立うわまち病院	横須賀・三浦	
〃	高野 靖悟	相模原協同病院	相模原	
〃	新納 憲司	大口東総合病院	横浜	○横浜市病院協会
〃	松井 住仁	長田病院	横浜	
〃	南 康平	丹羽病院	県西	○小田原医師会病院会
〃	高原 和享	湘陽かしわ台病院	県央	○大和・高座病院協会
〃	松島 誠	松島病院	横浜	
〃	太田 史一	太田総合病院	川崎	
〃	三角 隆彦	済生会横浜市東部病院	横浜	
〃	篠原 裕希	クローバーホスピタル	湘南東部	
〃	鈴木 龍太	鶴巻温泉病院	湘南西部	○湘南西部病院協会
〃	土屋 敦	渕野辺総合病院	相模原	○相模原市病院協会
〃	内海 通	総合新川橋病院	川崎	○川崎市病院協会
〃	池島 秀明	湘南泉病院	横浜	
理事	山下 巍	東名厚木病院	県央	○厚木病院協会
〃	牧田 浩行	神奈川県立足柄上病院	県西	○足柄上病院会
〃	鈴木紳一郎	藤沢湘南台病院	湘南東部	○湘南病院協会
〃	三松 興道	鎌倉病院	横須賀・三浦	○鎌倉市医師会病院会

○公益社団法人神奈川県病院協会 組織運営規程（抜粋）

（常任理事会）

第5条 定款第24条3項の常任理事会は、総会及び理事会などの機関を補佐するため、

審議事項の協議等を行う。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会は、開催の必要に応じて会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

4 **会長は、必要に応じて、第2項以外の者に出席を求めることができる。**

5 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは予め定めた順序により、副会長が当たる。